

朝鮮人ほど、自由を得たる人民無し

～ 韓国併合前の在日行商人たち～

フリーライター 高 東 元

香川県の韓国人青年と朝日修好条規

1896年2月、香川県高松市のある旅館で一人の在日韓国人が警察の事情聴取を受けた。彼の名は朴文学（パン・ムナク）、まだ22歳の青年である。高松で理髪業に従事するつもりだったが、不法入国が判明し、その場で拘束された。しかし警察は拘束したものの、どの様に取り扱えばよいのか分からない。欧米系の外国人を拘束した場合、当時は治外法権のため各国公使館に引き渡すことが決まりであった。香川県は彼を同様に扱おうとして東京の韓国公使館に送還することにしたが、一応電報で外務省にお伺いを立てることにしたのである。

朴青年の取り扱いに関する香川県からの問い合わせに対し、外務省は意外にも「朝鮮人にして内地に居住し、商工其他の業務に従事するは差し支えなき」と回答している。実は当時、同様の問い合わせが西日本各地からあったが、外務省は判で押したように韓国人の居住や営業は「問題なし」と回答しているのである。これは現代の私たちから見れば実に奇妙である。日本政府が在日外国人に制限を加えることはあっても、「差し支え無し」とほぼ無制限の自由を認めるというイメージが湧かないのだ。

この通達では日本人と在日韓国人は平等に扱われたかのようにだが、背景になっているのは1876年に締結された「朝日友好修好条規」（韓国では江華島条約、丙子修交条約と呼ばれている）である。この条規は日本のみならず治外法権が認められる不平等条約であった。このような片務条約の場合、治外法権を持たない国の国民は、相手国での居住や就労の自由を認められるのが国際的慣行であった。さらに条規では、日本人と労働契約を結び、韓国政府の許可を得れば「日本国に来るも妨無し」と定められている。そのため朴青年に対しても「差し支え

無し」となったのである。日本政府は頑なにこの原則を守るが、とって別にこれは「内外人平等」を保障するのが目的ではなく、韓国政府による条約改正の要望を拒むために取られた措置であった。

欧米人は当時、居留地でのみ生活と商売が許され、指定地外への旅行などは許可が必要とされていた。治外法権により彼らは法を犯しても裁かれないため、こんな“物騒”な人々に自由に歩き回られると日本としては困るのである。現在は一部の政治家などが「不法入国者が犯罪を犯す」と言っているが、欧米人と韓国人の取り扱いが今と全く逆になっていたのが当時であった。

「新条約実施準備」と勅令第352号の施行

1897年12月、大阪毎日新聞が「新条約実施準備」という長文の論評を掲載した。執筆者は民間言論機関に席を置いていた原敬で、彼はやがて外務省に復帰し、後に総理大臣となる。この中で注目すべきは、韓国人の内地雑居について書かれた箇所である。原は朝日条規には在日韓国人の日本国内での権利は一箇所として言及されておらず、従って「朝鮮人の生命財産は皆我が法律命令の効力によりて、其安全を保つべきものなり」と規定している。そして韓国人には条約上の権利はないものの、「朝鮮人ほど、我が国内において自由を得たる人民無し。今日に至るまで朝鮮人は何れの地に居住するも、いかなる業務を営むも、少しも拘束を受けること無し。故に彼らは何人も知る如く、内地何れの所にも往来し又居住し、法律命令に違背せざる限りは何等の業務をも営みつつあり」と論じた。来る欧米や中国との条約改正後の外国人の法的地位についても、彼は「私見であるが」と断りながら、韓国人に対してはこれまでと同様の扱

いを行うべきだと主張している。

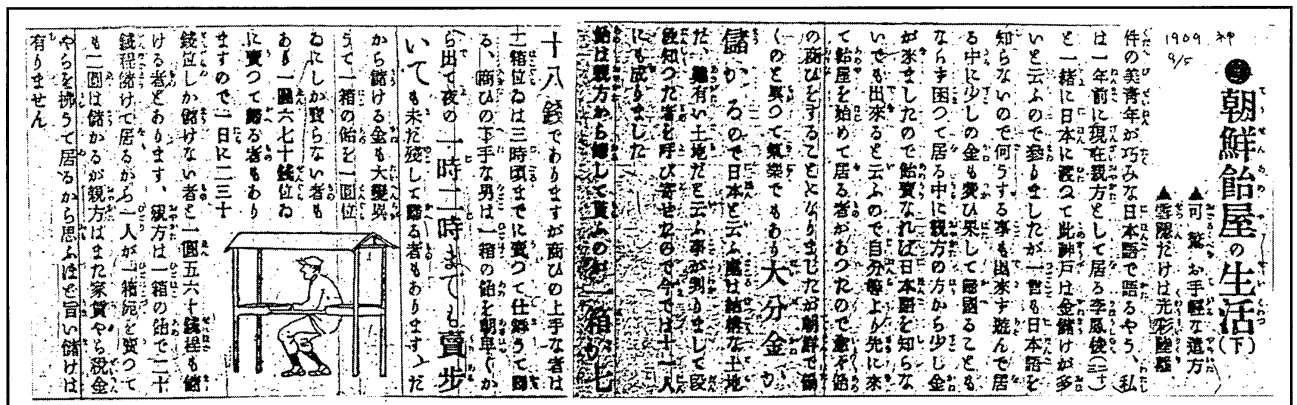
1899年7月、日本政府の長年の努力が実り、不平等条約の一つである治外法権が廃止された。これにより居留地が日本に返還され、外国人は日本人と雑居することになった。同時に外国人に対し内務省令第32号(「宿泊届其他の件」)と勅令352号(「条約若しくは慣行により居住の自由を有せざる外国人の居住及び営業に関する件」)の二つの法律が施行された。前者は90日以上日本に滞在する外国人は10日以内に所轄警察署に届け出ることを義務付けたもので、現在の外国人登録法に該当する。後者は出入国管理法に該当する法律で、外国人については従来通り居住、移転、営業その他の自由を認めるものの、労働者の入国は許可を受けなければいけないと定められ、いわゆる「単純労働」が禁止されたのであった。1880年代から90年代にかけての日本で、外国人労働者とはイコール中国人労働者のことであった。彼らは苦力(クーリー)と呼ばれ、中国大陸から「安価な労働力」として輸出されていたのである。アメリカ大陸でもそれまで主要な労働力であった黒人奴隷に国際的な非難が高まり、当時のリンカーン米大統領は「奴隷解放」を宣言せねばならなかったが、その代替に苦力が使われたのである。日本にも大量の苦力が輸入されたが、国際的世論によって苦力貿易は徐々に終焉を迎え、この勅令第352号で事実上禁止となったのである。しかし例外として「家事に使用せられ、または炊爨若しくは給仕に従事するものはこの限りにあらず」とされた。これがいわゆる「三さんばとう把刀」で、料理業、裁縫業、理髪業を

指している。老華僑の話の聞けば必ずこの話が出てくるが、当時の厳しい就職差別を想起させてくれる。

韓国人に対しては、外登法は適用されたものの、入管法は適用除外とされたのだった。と言ってこれは在日韓国人の法的地位を保障するのが主要な目的ではなかった。日清戦争に勝利した直後のこの時期、次の仮想敵国であるロシアとの戦いが迫る中で、安価な労働力である苦力を禁止するのは日本にとって自殺行為である。それを補うため「条約上、何の権利もない」韓国人労働者の移入を図ったものであった。そして1905年、日本は韓国の外交権を事実上奪う「韓日協約」(韓国では「乙巳保護条約」と呼ばれている)を締結した。これによってより一層「自由に」韓日間を往来できるようになり、この時期から韓国人労働者人口は飛躍的に増加していくのである。しかし一方で自ら日本に渡り「ひと山当てようではないか」という人々も居た。それが「行商人」たちだった。

神戸の「朝鮮飴売り」

1911年、韓日併合やその年の中国における辛亥革命の成就という情勢に対応するため、外務省は「警視庁の捜査に係る清国人朝鮮人及革命党関係者調」という外国人リストを作成した。残念なことにこの名簿には在日韓国人が多住している東京、神奈川、大阪、兵庫が記載されていないが、それでも41府県・1400名もの韓国人の氏名、出身地、滞在地、職業が記載されている。在日韓国人を職業別に見ると、「土工・土方」と「鋤夫」は併せて650名で全体の



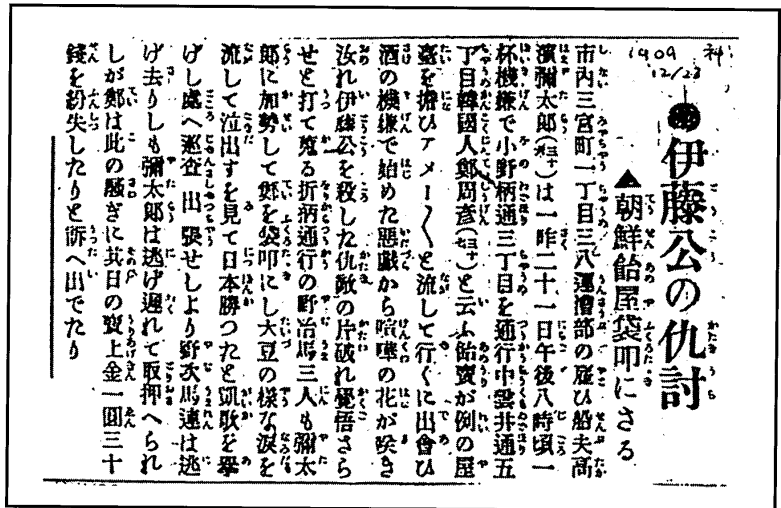
鹿戸新聞1909.9.5付 「朝鮮飴屋の生活(下)」イラストは当時の「朝鮮飴売商」

46%を占め、農林漁業などの第一次産業を加えるとその数は60%を超えるが、「行商」にも56名の名前が記されているのである。抜け落ちた大都市分を加えると、韓国人の行商人は相当の数に上ったのではないかと思われる。そしてその行商人のリストの中で最も多いのが「飴商」であった。

今から100年ほど前、神戸の繁華街で「飴～、飴～」と飴を売り歩く韓国人がいた。彼らのことは新聞記事によく載っており、何かあれば恰好の記事ネタにされている。

1909年には特集「朝鮮飴屋の生活(上・下)」が組まれているが、記者が「彼らの巢窟」に取材に行

くと、20代前半の日本語を巧みに喋る韓国人の美青年がいて、彼は仲間と一緒に神戸に来たものの、日本語が分からず持ち金も底をついてしまったが、少し金を工面して飴屋なら日本語が出来なくても商売が出来るといことになり行商を始めたとのことである。「朝鮮で働くのと違って気楽でもありだいが金が儲かるので日本というのは結構な土地だ、有り難い土地だと言うことが判ってだんだんと人が増え」、今は11人の行商を抱える大店になったと言う。また韓日併合の時には「ある朝鮮人飴屋の感想」というインタビュー記事も載っている。記者が併合をどう思うかと聞くと、「日露戦争の頃からもう一緒になっている」と答え、さらに今回で実質一緒になったじゃないかと尋ねると、「何とも思わない。日本に朝鮮人がたくさん住んでいるので皆その方が喜ぶのじゃないか」と答えている。記者は買いかぶりすぎたのかな、と「何とも呑気千万な男」と少し馬鹿にした見出しを付けている。政治に無関心な韓国人で情けないような気もするが、前年に韓国統監府の初代統監でもあった伊藤博文がハルピンで暗殺された時には韓国人飴屋が集団リンチに遭うという事件も発生しているのである。彼らは自ら韓国人と名乗って町を歩きながら商売をしているのだから、都会では目立った存在だったのだろう。彼は当然このインタビューが翌日の新聞に載ることを知って



神戸新聞1909.11.23付

いるから、併合に批判的なことを話せば商売 - 生活に響くことにもなる。現に記事にはインタビュー後、振り返りもせず「アメ、アメ」とさっさと行ってしまった、とある。まるでこれ以上聞かないでくれ、と言いたげだ。その記事にしたたかな朝鮮人行商人の姿を垣間見る気がした。

何の後ろ盾もなく、小資本で商売を始めなければならず、しかも民族差別の厳しい時代。しかし彼らはやがて居を構え、日本に定着し、徐々に事業を広げていく。その萌芽がすでに併合前から存在したのであった。

【参考文献】

- ・堀内稔「神戸の朝鮮飴売り」兵庫朝鮮関係研究会編
- ・「在日朝鮮人90年の奇跡」(明石書店)
- ・『韓国併合』前の在日朝鮮人」(明石書店)
- ・『韓国併合』直後の在日朝鮮人・中国人」(明石書店)

【高東元プロフィール】

- ・兵庫朝鮮関係研究会会員。本業は人事コンサルタント。